

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	環境政策課	整理番号	1
処分の種類	第2種事業の判定			
根拠法令条例等・条項	長野県環境影響評価条例第5条第4項第1号(同条第5項において準用する場合を含む。)			
処分の概要	知事は第2種事業を実施しようとする者から当該事業の概要を記した届出を受けたときは、届出に係る第2種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは環境影響評価その他の手続きが行われる必要がある旨及びその理由を事業者に通知する。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】長野県環境影響評価条例施行規則第5条第1項及び第2項(別紙のとおり)			
基準の制定根拠	—			

長野県環境影響評価条例施行規則（抜粋）

平成 10 年 6 月 25 日

長野県規則第 26 号

（第 2 種事業の判定の基準）

第 5 条 第 2 種事業に係る条例第 5 条第 4 項（同条第 5 項及び条例第 24 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第 2 種事業が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(1) 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いこと。

(2) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第 2 種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第 2 種事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

イ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ウ 自然度が高い植生の地域その他の人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

エ 高山帯、亜高山帯その他の植生の復元が困難な地域

オ アからエまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

(3) 第 2 種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第 2 種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された沿道整備道路

イ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 2 第 1 項の指定地域

ウ 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された指定湖沼又は同条第 2 項の規定により指定された指定地域

エ 長野県水環境保全条例（平成 4 年長野県条例第 12 号）第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定された水道水源保全地区の区域

オ 長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成 25 年長野県条例第 11 号）第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定された水資源保全地域の区域

カ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 2 号に規定する国立公園、同条第 3 号に規定する国定公園又は長野県立自然公園条例（昭和 35 年長野県条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する長野県立自然公園の区域

キ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域又は長野県自然環境保全条例（昭和 46 年長野県条例第 35 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された長野県自然環境保全地域

ク 長野県自然環境保全条例第 15 条第 1 項の規定により指定された郷土環境保全地域

ケ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産（不動産に限る。）又は自然遺産の区域

- コ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林の区域
 - サ 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域
 - シ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域
 - ス 長野県希少野生動植物保護条例（平成 15 年長野県条例第 32 号）第 23 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域
 - セ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定により指定された鳥獣保護区の区域
 - ソ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域
 - タ 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 15 条第 1 項又は第 4 項の規定により指定された保護水面の区域
 - チ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区の区域
 - ツ 長野県景観条例（平成 4 年長野県条例第 22 号）第 4 条第 2 項第 1 号に規定する景観育成重点地域又は同項第 2 号に規定する景観育成特定地区
 - テ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）又は同法第 109 条第 1 項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）
 - ト 文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された長野県宝（建造物に限る。）又は同条例第 30 条第 1 項の規定により指定された長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）
 - ナ アからトまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの
- (4) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第 2 種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第 2 種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
- ア 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定による環境上の条件についての基準であって、大気汚染（光化学オキシダントに関するものを除く。）、水質汚濁（大腸菌群数に関するものを除く。）又は騒音に係るものが確保されていない地域
 - イ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 17 条第 1 項の限度を超えている地域
 - ウ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 16 条第 1 項の限度を超えている地域
 - エ 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域
- 2 第 2 種事業が前項各号に掲げる要件のいずれにも該当しない場合において、当該第 2 種事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該第 2 種事業及び当該同種の事業が総体として、別表第 1 の第 1 種事業の要件の欄に掲げる要件に該当する第 1 種事業に相当する規模を有するものとなるとき又は前項第 2 号から第 4 号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるときは、前項の規定にかかわらず、当該第 2 種事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められるものとする。